

総務大臣

野 田 聖 子 様

基地交付金及び調整交付金の増額に関する要望書

平成30年7月27日

瑞 穂 町
瑞穂町議会

基地交付金及び調整交付金の増額に関する要望書

米軍横田基地は、日米安全保障条約に基づく在日米軍基地として、国防上、極めて重要な施設であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次にわたる横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は217万1千平方メートルに及び、これは基地総面積の3割強、町総面積の約8分の1を占めております。

しかし、この提供土地の大部分は滑走路及び着陸誘導施設に使用されているため、基地交付金の対象資産価格は、土地提供面積に比較して著しく低額であります。さらに、横田基地の滑走路は、当町の中心部をえぐるように伸びております。このため、町域が東西に分断され町の発展を著しく阻害しております。

また、町民は、通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練及びヘリコプターの低空飛行に加え、外来機の飛来もあり、近年その飛行回数は、ほぼ横ばいではあるものの、日夜騒音に悩まされ続け、また、事故への不安を抱えながら生活しております。

本年夏頃には、新たにCV-22オスプレイが配備される予定であり、近年、緊迫化しているアジア諸国の情勢からも、軍事基地が所在している地方自治体として緊張を強いられており、改めて当町がおかれている耐えがたい実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう、強く要望するものであります。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金について、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保し、特に、いわゆるシーリングにおいて、調整交付金については、基地交付金と同様に義務的経費とすること。
- 2 基地機能の中で最も重要である滑走路を、一般工作物と同一視せず特別措置を講ずること。

- 3 政令第3条第1項第2号による配分については、騒音被害や土地利用制限を受けている当町の実情を十分考慮し、交付すること。
- 4 基地交付金は、地方自治体の財政力によって交付額が影響を受けるべきものではないことから、基準財政収入額が基準財政需要額を超える、いわゆる財源超過団体に対する基地交付金の減額措置(政令第3条第2項)を廃止すること。
- 5 基地交付金は、固定資産税の代替的性格を有するとの基本原則に基づき、固定資産税相当額を交付すること。
- 6 基地周辺において、国が買い入れた土地についても基地に起因する土地であることから、基地交付金対象資産として算入すること。
- 7 米ドル支弁資産について資産価値を明らかにし、固定資産税相当額を確保すること。

平成30年7月27日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町議会

議 長 小 山 典 男

瑞穂町議会基地対策特別委員会

委 員 長 原 成 兆